

◇大阪市会議員の請負の状況の公表に関する条例

- 1 大阪市会議員と大阪市との請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定することにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(市会事務局政策調査担当)